

第5次伊賀市地域福祉計画 骨子案

■計画策定の趣旨

これまで、本市では、第1次から第4次に至る地域福祉計画を策定しました。これらの計画の基礎となる考え方として「伊賀流自治」があり、「補完性の原則」のもと市民・地域住民が主役となったまちづくり、地域づくりが重視されています。平成16年に伊賀市が発足して以来、「自治基本条例」のもとで様々な取り組みを進めてきており、福祉分野においても、住民自治協議会単位の地域福祉ネットワーク会議を中心に、住民が主体となった地域福祉活動が進められています。

一方、平成30年の社会福祉法改正以来、地域共生社会の実現に向けて、包括的支援体制の構築や重層的支援体制の整備といった法制度の創設が進められました。市町村においても相談・支援のためのしくみづくりや、関連事業の実施が求められることとなり、地域福祉計画において方向性を示すとともに、事業を推進及び進捗管理していくことが必要となっています。

加えて、厚生労働省は、「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（改正版）の中で、社会福祉法の改正に合わせた「市町村地域福祉計画の策定ガイドライン」（改定版）を示しており、地域福祉計画に盛り込むべき事項として5つの事項が示されています。

改めて本市に目を向けると、人口減少と少子化・高齢化が進んでおり、「支える側」の担い手が減少しています。計画策定に当たって実施したアンケートからも、それに対する危機感がうかがえる一方、地域での手助けやボランティア活動に対する意向・意欲は高く、活動を多様化したり、受け入れの寛容さを図ったりすることが求められます。

また、本市では、「第3次総合計画」の策定を進めており、この中では「こどもが育つ、大人も育つ」、「持続可能なまちを未来に引き継ぐ」、「つながりを結び直す」の3つをテーマとして掲げています。地域福祉計画においても、これらの考え方を踏まえ、計画を策定する必要があります。

以上を踏まえつつ、「第4次伊賀市地域福祉計画」が令和7年度をもって最終年度を迎えることから、新たに「第5次伊賀市地域福祉計画」を策定するものです。

■計画の期間

本計画は、令和8年度から令和12年度までの5か年を計画期間とします。

■計画の位置付け

本計画は、「伊賀市総合計画」を上位計画とし、その福祉分野を推進するための基本的な計画であり、社会福祉法第107条に規定される「市町村地域福祉計画」として位置づけられるものです。

あわせて、本計画の一部は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条に定める「市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条1項に定める「地方再犯防止推進計画」及び社会福祉法第106条の5に定める「重層的支援体制整備事業実施計画」として位置づけられるものです。

さらに、本計画は、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障がい者福祉計画・障がい福祉計画（障がい児福祉計画含む）などの福祉分野の各計画の上位計画として位置づけられるものであり、福祉分野に共通する基本理念を定めるものです。また、人権施策総合計画、こども計画、地域防災計画などの各分野別計画との整合性を図り策定するものです。

■基本理念

本計画の基本理念は、地域共生社会の実現をめざし、これまでの考え方を踏襲するべく、次の通りとします。

『第4次』『ひとりひとりが支え合い つながりあいながら、いきいきと暮らせるまちづくり』

『第5次』『.....』

■指標

本計画において定める指標は、第4次計画から見直し、次の3つとします。

なお、指標の考え方としては、福祉的側面からみた地域の状況をモニタリングし、地域における福祉課題を浮き彫りにするためのものとして位置づけます。

指標① 健康寿命

指標② 生活満足度

指標③ 地域福祉資源力

■戦略

本計画では、取り組みを進めるための「戦略」として、第4次計画の考え方を踏襲し、次の3つの戦略を掲げます。

戦略① 地域の力を高める

戦略② 専門機関の力を高める

戦略③ 地域と専門機関をつなぐ

このうち、「地域の力を高める」については、地域における人口減少、高齢化といった状況をふまえ、現存の社会資源がもつ力を最大化するため、デジタル技術の活用、ボランティアの多様化などを図ります。

また、これら「地域」を捉える場合の考え方としては、第4次計画に引き続き、5つの層（圏域）を基本とします。

■施策の大綱（取り組みの方向）

本計画の取り組みの方向は、次のような施策の大綱（体系）で整理するものとします。

